

# 宮崎市立小中学校の教師の勤務時間の上限に関する方針

令和元年 12 月 12 日  
宮崎市教育委員会

## 1 趣旨

近年、グローバル化や人口減少、情報通信技術や人工知能の発達など、急激な社会の変化に伴い、学校が抱える課題が複雑化・多様化する中、新学習指導要領の確実な実施など、学校に求められる役割はますます拡大してきている。

一方で、教師の長時間勤務の看過できない実態が明らかになっている。特に、所定の勤務時間外においては、いわゆる「超勤4項目」以外の業務について、教師が対応している時間が長時間化している実態が生じている。

このような状況は、教師の心身の健康に影響を及ぼすとともに、子どもたちに対する教育活動の質にも少なからず影響することが懸念される。

そのような中、文部科学省は、中央教育審議会における「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」の審議を踏まえ、平成31年1月に、学校における働き方改革の総合的な方策の一環として、「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」（以下「国のガイドライン」という。）を策定し、服務監督権者である各教育委員会に対し、国のガイドラインを参考に、所管内の公立学校の教師の勤務時間の上限に関する方針等を策定するよう求めている。

以上のことから、宮崎市教育委員会（以下「市教育委員会」という。）は、国のガイドラインを参考に、「宮崎市立小中学校の教師の勤務時間の上限に関する方針」（以下「本方針」という。）を策定し、宮崎市立小中学校における教師のいわゆる「超勤4項目」以外の業務を含めて勤務時間の把握を行い、業務の削減や勤務環境の整備に取り組んでいく。

教師の業務負担の軽減を図り、限られた時間の中で、教師の専門性を生かしつつ、授業改善のための時間や児童生徒等に接する時間を十分確保し、教師が我が国の学校教育の蓄積と向かい合って自らの授業を磨くとともに日々の生活の質や教職人生を豊かにすることで、教師の人間性や創造性を高め、児童生徒等に対して効果的な教育活動を持続的に行うことができる状況を作り出すことが「学校における働き方改革」の目指すものである。この、「あるべき姿」に少しでも近づけるために、市教育委員会は、本方針の下、強い意志をもって、学校・保護者・地域住民とともに「学校における働き方改革」を推し進めるものである。

## 2 本方針の対象者

本方針は、国のガイドラインに基づき、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」（以下「給特法」という。）第2条に規定する義務教育諸学校等の教育職員（以下「教師」という。）を対象とする。

なお、給特法の対象となっていない事務職員、学校栄養職員等については、法定労働時間を超えて勤務させる場合には、いわゆる「36協定」を締結する中で、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」に定める時間外労働の規制が適用されるものである。

## 3 勤務時間の上限の目安時間

### （1）本方針において対象となる「勤務時間」の考え方

本方針において対象とする「勤務時間」は、国のガイドラインに基づき、教師のいわゆる「超勤4項目」以外の業務を行う時間も含め、教師が校内に在籍している「在籍時間」を対象とすることを基本とする。

なお、所定の勤務時間外に校内において自らの判断に基づいて自らの力量を高めるために行う自己研鑽の時間その他業務外の時間については、自己申告により除くものとする。

これに加えて、校外での勤務についても、職務として行う研修への参加や児童生徒等の引率等の職務に従事している時間については、対象として合算する。

ただし、これらの時間からは、休憩時間は除くものとする。

これらを総称して、「在籍等時間」とし、本方針において対象となる「勤務時間」とする。

### （2）上限の目安時間

① 1か月の在籍等時間の総時間から「市町村立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例」（平成8年宮崎県条例第16号）等（以下「県条例等」という。）で定められた勤務時間の総時間を減じた時間が、45時間を超えないようにすること。

② 1年間の在籍等時間の総時間から県条例等で定められた勤務時間の総時間を減じた時間が、360時間を超えないようにすること。

### (3) 特例的な扱い

- ① 上記(2)を原則としつつ、児童生徒等に係る臨時的な特別の事情により勤務せざるを得ない場合についても、1年間の在校等時間の総時間から県条例等で定められた勤務時間の総時間を減じた時間が、720時間を超えないようにすること。

この場合においては、1か月の在校等時間の総時間から県条例等で定められた勤務時間の総時間を減じた時間が45時間を超える月は、1年間に6月までとすること。

- ② また、1か月の在校等時間の総時間から県条例等で定められた勤務時間の総時間を減じた時間が100時間未満であるとともに、連続する複数月(2か月、3か月、4か月、5か月、6か月)のそれぞれの期間について、各月の在校等時間の総時間から県条例等で定められた各月の勤務時間の総時間を減じた時間の1か月当たりの平均が、80時間を超えないようにすること。

## 4 実効性の担保

本方針の実効性を担保するために、市教育委員会は、以下の取組を行う。

- ① 本方針を達成するため、「宮崎市立小中学校における働き方改革アクションプラン」(以下「市アクションプラン」という。)を策定する。
- ② 本方針及び市アクションプランの実施状況を把握し、その状況を踏まえ、勤務時間の長時間化を防ぐための業務の役割分担や適正化、必要な環境整備等の取組を実施する。特に、本方針で定める上限の目安時間を超えた場合には、校長のヒアリングを実施するとともに、当該学校における業務や環境整備等の状況について事後的に検証し、改善に向けた方策を実施し、又は校長に助言する等の措置を講じる。
- ③ 本方針について市長と認識を共有するとともに、本方針の達成状況及び市アクションプランの進捗状況について市長に対し定期的に報告する。
- ④ 国のガイドライン、本方針及び市アクションプランの内容について、すべての市民が理解できるよう、教育関係者はもちろんのこと、保護者や地域住民等に対し広く周知する。

## 5 留意事項

- (1) 市教育委員会及びすべての教師は、本方針が、上限の目安時間まで教師等が在校等したうえで勤務することを推奨する趣旨ではなく、「学校における働き方改革」の総合的な方策の一環として策定されるものであり、他の長時間勤務の削減方策と併せて取り組まれるべきものであることを十分に認識すること。

特に、市教育委員会及び校長は、学校や教師等に上限の目安時間の遵守を求めるのみであってはならないこと。

- (2) 本方針の実施に当たっては、当分の間、校長は、市教育委員会が配付した個人用出退勤記録簿により日々計測し、校外の時間や土日、祝日などの校務についても、本人の報告等を踏まえて計測すること。

また、校長は、月ごとに時間外勤務集計表により市教育委員会に報告すること。

なお、市教育委員会は、在校等時間の把握の方法に関し、より客観性が担保される方法の導入について引き続き検討すること。

- (3) 本方針の実施に当たっては、市教育委員会は、休憩時間や休日の確保等労働法制を遵守すること。また、教師等の健康及び福祉を確保するため、在校等時間が一定時間を超えた教師等への医師による面接指導や健康診断を実施すること、退庁から登庁までに一定時間を確保すること、年次有給休暇等の休日についてまとまった日数連続して取得することを含めてその取得を促進すること、心身の健康問題についての相談窓口を設置すること、必要に応じ産業医等による助言・指導を受け、また教師等に産業医等による保健指導を受けさせること等に留意し、体制の整備に努めなければならないこと。

- (4) 在校等時間の把握に当たり、市教育委員会及びすべての教師は、上限の目安時間の遵守を形式的に行うことが目的化し、真に必要な教育活動をおろそかにしたり、実際より短い虚偽の時間を記録に残す、又は残させたりすることがあってはならないこと。

さらに、すべての教師は、上限の目安時間を守るためだけに自宅等に持ち帰って業務を行う時間が増加してしまうことは、本方針のそもそもの趣旨に反するものであり、厳に避けなければならないこと。